

兵庫県困難女性支援法に基づく支援調整会議及び DV 防止法に基づく協議会設置要綱

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性及び DV 被害者への支援を適切かつ円滑に行うことを目的として、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下、「困難女性支援法」という。）第15条1項の規定及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の2の規定に基づき、兵庫県困難女性支援法に基づく支援調整会議及び DV 防止法に基づく協議会（以下、「支援調整会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 支援調整会議は、次のとおりとし、別表1～3に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(1) 代表者会議（別表1）

ひょうご DV 防止ネットワーク会議がこれを兼ねることとし、DV 被害者及び困難な問題を抱える女性への支援体制の地域における全体像及び調整会議全体の評価等を行う。

(2) 実務者会議（別表2）

各地域 DV 防止ネットワーク会議がこれを兼ねることとし、各地域における困難な問題を抱える女性の実態把握や、支援を行っているケースに関する関係機関相互の情報交換や連絡調整等を行う。

(3) 個別ケース検討会議（別表3）

各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合など、複数の関係機関との連携・協議が必要な個別ケースについて詳細な支援方法を議論する。

(会議の開催)

第3条 支援調整会議は、代表者会議においては児童家庭課家庭支援対策官、実務者会議においては各健康福祉事務所長又は健康福祉事務所福祉室長、個別ケース検討会議においては①一時保護中及び女性自立支援施設入所中のケースにあっては女性家庭センター所長、②それ以外のケースにあっては各健康福祉事務所長又は健康福祉事務所福祉室長が主宰し、必要に応じて随時会議を開催するものとする。
2 代表者会議、実務者会議又は個別ケース検討会議の主宰者が必要があると認めるときは、会議に構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第4条 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。なお、同項に違反して秘密を洩らした者は、困難女性支援法第23条及び DV 防止法第30条が適用となる。
一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成するもの又は当該者であった者

(会議の名称等の公表)

第5条 DV 防止法第5条の2第4項の規定及び令和5年内閣府令第59号第2条に基づき、会議の名称及び構成員の名称（必要があると認めるときは、その全部又は一部についてその団体又は個人の数）をホームページにて公表する。

(庶務)

第6条 支援調整会議の庶務は、代表者会議においては福祉部児童家庭課、実務者会議においては各健康福祉事務所、個別ケース検討会議においては女性家庭センター又は各健康福祉事務所において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年1月16日から施行する。

別表1 代表者会議

区分	構成員
県関係機関	女性家庭センター所長
	警察本部人身安全対策課長
	県立男女共同参画センター所長
	中央こども家庭センター所長
	特定健康福祉事務所長
	兵庫県こころのケアセンター長
市町関係	神戸市配偶者暴力相談支援センター代表者
国関係機関	神戸地方裁判所民事次席書記官
	神戸家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
	神戸地方法務局人権擁護課長
	神戸地方検察庁刑事部検察官検事
	兵庫労働局職業安定部職業安定課長
関係団体	兵庫県医師会常任理事
	兵庫県弁護士会代表
	兵庫県私立中学高等学校生徒指導連絡協議会会長
	兵庫県母子生活支援施設協議会長
	神戸市母子生活支援施設協議会長
	女性自立支援施設代表
民間支援団体	ひょうごDV被害者支援連絡会代表
	シェルター運営団体代表

別表2 実務者会議

阪神北地域 DV 防止ネットワーク会議	左記の各地域 DV 防止ネットワーク 会議構成員
東播磨地域 DV 防止ネットワーク会議	
北播磨地域 DV 防止ネットワーク会議	
中播磨地域 DV 防止ネットワーク会議	
西播磨地域 DV 防止ネットワーク会議	
但馬地域 DV 防止ネットワーク会議	
丹波地域 DV 防止ネットワーク会議	
淡路地域 DV 防止ネットワーク会議	

別表3 個別ケース検討会議

当該会議において検討の対象となる支援対象者に関わりを有している関係機関・団体等及び今後関わりを有する可能性がある関係機関・団体等のうちから主宰者が参加を依頼した者
